

袋井市森町広域行政組合規程第2号

袋井市森町広域行政組合火災警報等発令規程を次のように定める。

令和8年8月31日

袋井市森町広域行政組合管理者 袋井市長 大場 規之

袋井市森町広域行政組合火災警報等発令規程

(目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）、袋井市森町広域行政組合火災予防条例（昭和46年袋井市外2町消防組合条例第21号。以下「条例」という。）第29条の9の規定による林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）及び条例第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）（以下これらを「火災警報等」という。）の発令及び解除について必要な事項を定めることを目的とする。

(火災警報の発令基準)

第2条 管理者は、袋井市森町広域行政組合管内（以下「管内」という。）の気象状況が次の各号のいずれかに該当するときは、火災警報を発令することができる。

- (1) 乾燥注意報、強風注意報又は暴風警報が発表され、かつ、火災発生及び延焼拡大のおそれが著しいと管理者が認めるとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、気象の状況が火災の予防上危険であると管理者が認めるとき。

2 管理者は、前項に規定する基準に該当しなくなったときは、火災警報を解除する。

(林野火災警報の発令基準)

第3条 管理者は、管内の気象状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、降水又は積雪の予報が発表されていない場合は、林野火災警報を発令することができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30

ミリメートル以下であって強風注意報が発表されているとき。

(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報及び強風注意報が発表されているとき。

2 管理者は、前項に規定する基準に該当しなくなったときは、林野火災警報を解除する。

3 林野火災警報を発令する期間は、毎年1月1日から3月31日までとする。ただし、気象の状況等により林野火災の予防上必要と管理者が認めるときは、この限りではない。

(林野火災注意報の発令基準)

第4条 管理者は、管内の気象状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、降水又は積雪の予報が発表されていない場合は、林野火災注意報を発令することができる。

(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。

(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報が発表されているとき。

2 管理者は、前項に規定する基準に該当しなくなったときは、林野火災注意報を解除する。

3 林野火災注意報を発令する期間は、前条第3項の規定を準用する。

(火災警報等の伝達)

第5条 管理者は、火災警報等を発令又は解除した場合には、その旨を市町その他関係機関及び住民に伝達しなければならない。

2 管理者は、前項の伝達が速やかに行われるよう伝達計画を定めるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公示の日から施行する。

(袋井市森町広域行政組合火災警報発令規程の廃止)

2 袋井市森町広域行政組合火災警報発令規程（昭和52年袋井市外2町消防組合規程第4号）は廃止する。